

会則改定の背景 ・ 新型コロナ、PTA 役員のカウント外化、先生方の働き方改革、共働きの増加等の社会が変化する中、相談員の成り手不足と共に、学区毎の成り手に偏りが生じ、単体での活動が困難となっている学区が、一時的に生じている。 ・ 2025 年 2 月末時点でも、次期相談員募集数は 120 名程度と、22 期発足時には定員割れおよび相談員数がゼロの学区が生じる可能性が高く、今後も継続的にこのような状況が続くことが予想される。		
会則改定の目的 1. 中学校単位での活動を基本としつつ、相談員の成り手状況に応じて、一時的に学区合併編成を可能としたい。		
柏市青少年相談員連絡協議会会則		
	現行	改定案
	第 9 条 1 本会は、柏市の指定する中学校区（以下「学区」という。）により編成する。 2 青少年相談員の選出基盤及び活動区域は、当該青少年相談員の学区とする。	第 9 条 1 本会は、柏市の指定する中学校区（以下「学区」という。）により編成する。 2 青少年相談員の選出基盤及び活動区域は、原則として当該青少年相談員の学区とする。
	（学区会） 第 18 条 学区会は、中学校区ごとに設置し、所属青少年相談員をもって構成し、学区における青少年の健全育成事業の方策を協議する。	（学区会） 第 18 条 学区会は、原則として中学校区ごとに設置し、所属青少年相談員をもって構成し、学区における青少年の健全育成事業の方策を協議する。